議第75号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和4年(202年)9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例 第3号) の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到 達日」という。) (当該子について当該非常勤職員 が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育 児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達 日後である場合にあっては、当該末日とされた日。 以下(ア)において同じ。)において育児休業をし ている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場 合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業 の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任用期間を更新され、又は当該任用期間の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任用期間の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日
 - ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が 前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤 職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する 場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた 日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日が異なるととも ま地方等育児休業の期間の末日とされたときは、 そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に依業 をする場合にあっては、当該地方等育児休業 をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間のおりとする 1000円の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
 - イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として 規則で定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児 休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合
- 第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1 歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって 次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に 掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。
 - (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
 - (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達

日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任用期間」を「任用期間を定めて採用された職員であって、当該任用期間」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任用期間が」を「任用期間を」に、「に引き続き」を「に引き続いて特定職に」に、「当該任用期間の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任用期間の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第12条中「第23条第1項及び第2項において」を「以下」 に改める。

第2条 新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

③ 新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第

4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 第10条に次の1号を加える。

(3) 新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第 4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長され た期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第4条第7項の項を削り、同表第10条第2項第 2号の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間 勤務職員等」に改め、同表第14条第4項の項を削る。

第21条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第20条の2の項中「再任用短時間勤務職員等」に、同表第20条の5の見出しの項及び第20条の5の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第 1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間 勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与条例附則第20項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 1 0 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第20項の規定 の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤 務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額とする」とする。
- 1 1 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第20項の規定の適用を受ける場合における第19条第1項の規定の適用については、同条中「第17条」とあるのは、「第17条及び附則第10項」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第1条による改正 日条例第3号) $^{\circ}$ (平成4年3月 新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
$(1)^{\sim}(3)$ (B)	$(1)^{\sim}(3)$ (B)
(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員	(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア次のいずれにも該当する非常勤職員	アがのいずれても該当する非常勤職員
(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同	(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同
じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。) (当該	じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。) (第2
子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合	<u>条の4</u> の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任用
にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当す	期間(任用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること
る場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任用期間(任用期間	及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用さ
が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて	れないことが明らかでない非常勤職員
任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明	
らかでない非常勤職員	
(人) (器)	(イ) (路)
イ 次のいずれかに該当する非常勤職員	イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1
	歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。) (当該子
	について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳
	到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をして
	いる非常勤職員に限る。)
(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当	
該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする	
育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって	
は、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をし	
ている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳	
到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	
(イ) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている	
場合であって、当該任用期間を更新され、又は当該任用期間の満了後引き続い	
て特定職に採用されることに伴い、当該有児休業に係る子について、当該更新	
<u>町の壮用期間の末日の翌日入ば当談採用の日を育児体業の期間の利月とする育</u> 旧体業を〕 トさし オ スチ <i>の</i>	
びか来なしようこうのもど	

改正後	改正前
	立 その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常 勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任用期間が更新され、又 は当該任用期間の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任用期間の末日 の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業を しようとするもの
(育児休業法第2条第1項の条例で定める目) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる	(育児休業法第2条第1項の条例で定める目) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子
	の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする 育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当す る場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到 達日後である場合にあっては、当該末日とされた日が異なるときは、その いずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる 場合に該当してその任用期間の末日を有児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任用期間が更新され、又は当該任用期間の満了 後に引き続き採用されるものにあっては、当該任用期間が更新され、又は当該任用期間の満了 き続き採用されるものにあっては、当該任用期間の末日の翌日又は当該引 き続き採用されるものにあっては、当該任用期間の末日の翌日又は当該引 き続き採用されるものにあっては、当該任用期間の末日の翌日又は当該引 さ続き採用されるものにあっては、当該任用期間の末日の翌日又は当該引 さだされるものにあっては、当該任用期間の方とする有児休業をしようとする場 合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到
 三 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地力等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該有児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業を財間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする背合 	

改正前	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が
改正後	イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が

- ている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同 号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の 末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされ 前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業を た日)において地方等育児休業をしている場合
- 当該子の1歳到達1後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務の ために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの 前号に掲げる場合に該当してする有児休業の期間の末日とされた日が当該子の1 号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に 達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当 する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であっ て次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当 市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当 とする。 する場合、 する場合)
- (当該非常勤職員の配偶 又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業 当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前 の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 者がこの条の規定に該当し、 をする場合にあっては、
- 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日に おいて地方等育児休業をしている場合
- 当該子の1歳6か月到達日後の期間について有児休業をすることが継続的な 勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

- ては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職 員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末 日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた する有児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっ 日)において地方等育児休業をしている場合
- 当該子の1歳到達1後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務の ために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に ては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の 達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の 任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっ **切日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当する** 末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、 ときとする。
- 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日に おいて地方等育児休業をしている場合 (1)
- 当該子の1歳6か月到達1後の期間について育児休業をすることが継続的な 勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (2)

改正後	
(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合	
	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で 定める期間) 第 2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準とし
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	て条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。(1)~(1) (10)	第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。(1)~(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	迷 た だの
(2) (略) (9)	S _o) o
期間	(8) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常 動職員が、当該有児休業に係る子について、当該任用期間が更新され、又は当該 任用期間の満了後に引き締き採用されることに伴い、当該任用期間の末日の翌日
£ K	エバルにの関するでは、
(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) める期間) 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として	
条例で定める期間は、57日間とする。	
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

	改正前
第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる	第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる
事情とする。	事情とする。
(1) \sim (5) (B)	(1) \sim (5) $($ $)$
(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に	(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に
係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこ	係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこ
と(当該有児短時間勤務をした職員が、当該有児短時間勤務の承認の請求の際育	と(当該有児短時間勤務をした職員が、当該有児短時間勤務の承認の請求の際育
児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書	児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書によ
により任命権者に申し出た場合に限る。)。	り任命権者に申し出た場合に限る。)。
(2) (2)	(2) (粉) (2)
(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)	(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)
第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟県柏崎市	第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟県柏崎市
職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「勤務時間条	職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。第23条第1項及び第
例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける次に掲げる勤務の形態(育児休	2項において「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける次に
業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き	掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の
続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えない	形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規
ものに限る。)とする。	則で定める時間を超えないものに限る。)とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (時)
新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月2	7 日条例第3号)第2条による改正
改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定に	
より異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監	
諈	
(育児短時間勤務をすることができない職員) 毎10条 - 杏旧抹光注第10条第1項の条例が定める職員は、多17根注を職員とよる	(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 - 村旧休業注第10条第1佰の条個で定める職員は、別に掲げる職員と示え

		(a) %					-			
改正前		(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例) 17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ		決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	に、算出率を乗じて得た額とする	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律 第110号)第10条第1項ご担定する音原毎時間勘察を	77.11.0.7) 77.10.7.77 1 - XI.C.M.C.7 で H.J.C.M.M.H.J.M.M.C.1 している職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの参占額で100分の100(その勤務がた後10時から翌日の	和子郎に100750-100(てい動物が干体104が15五日) 午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4
	(略)	間勤務職員について 即時間勤務職員に 舎与条例の規定中に 5。		決定する	243	再任用短時間期級聯目等	#MYRKET	支給する		第2項
	$(1) \cdot (2)$ (略)	(育児短時間 第17条 育児短 欄に掲げる給 ⁴ ろ字句とする。	(田各)	第4条第2 項	第4条第7 項	第10条第2 10第0号		第14条第1項		第14条第4
改正後		(3) 新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定 により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理 監督職を占める職員 (育児短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務を1 デンスを 離号(パモ「李旧何時間勘数略号)とい	している概員(女子・目近処中周勤労権員」という。)	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうキャンの勘察の時間にその勘察を1をロアナジナを正担	ら、ての勤務の時間とその勤務をした日においる正规 の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の 勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの 給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の 午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じ て得た額とする	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間でパンキナスキスの間の勘数17を2時間がよる4周	で開始がに乗りるまでの制が製物に体る時間にある場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの
	(器)			決定する	定年前再任用 短時間勤務職 ^日		支給する		要しない	
	(1)・(2) (略)	(3) 新潟県柏崎市 により異動期間 (2 <u>監督職を占める職員</u> (育児短時間勤務職員 第17条 育児短時間勤務 欄に掲げる給与条例の る字句とする。	(婦)	第4条第2 項	第10条第2 項第2号		第14条第1 項		第14条第5項	

改正前	年条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第17 条	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の 規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7 時間な会に達するキャの間の勘察に係る時間である場	らにあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの	給与額に100分の150 (その時間が千後10時から翌日の 午前5時までの間である場合は、100分の175) から 100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時 までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を 乗じて得た額とする		(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。		5時間 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律) (等 第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との負計が7時間45分に達するまでの間の
		第5 要しない				(任期付短時間勤務職 21条 任期付短時間勤 左欄に掲げる給与条例 げる字句とする。		第 2 <u>再任用短時間</u> 号 <u>勤務職員等</u>	第1 支給する
	厝	第14条第5項			(略)	(任期 第21条 左欄に げる字	(盤)	第10条第項第2号	第14条第1項項
改正後	給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から100人の120 (その時間が下後10時次に翌日のケー前5時	100750100(てつば明月/4十度10047/4の左目の十削ら時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする				(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第21条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。		地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の
						時間勤務職員につ †短時間勤務職員 る給与条例の規定 する。		定年前再任用 短時間勤務職 員等	支給する
			(婦)			(任期付短時間 第21条 任期付短 左欄に掲げる給 げる字句とする。	(報)	第10条第2項第2号	第14条第1項

改正前	勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの 給与額2100分の100(その勤務が午後10時から翌日の 午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じ て得た額とする	第14条第4 第2項 新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4 項 年条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第21 条	第14条第 5 要しない。 ただし、当該時間が育児休業条例第21条の 規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7 時間も分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務 1 時間当たりの 給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の た並に昨まるの間でする 100人の175) から	T lil 2 list こくとがある場合は、100分の1(3) が10 100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする	第20条の2 再任用短時間 任期付短時間勤務職員 勤務職員等	第20条の 2 <u>再任用職員</u> 任期 付短時間勤務職員 の見出し	第20条の5 第9条まで及 第9条の2まで、第11条及び第20条 び第20条	再任用職員	(部分休業をすることができない職員) 第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略)
改正後	勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの 給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の 午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じ て得た額とする	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第21条の 規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場	音にあっては、	定年前再任用 任期付短時間勤務職員 短時間勤務職 員等	定年前再任用 任期付短時間勤務職員 短時間勤務職	で及 第9条の2まで、第11条及び第20条	任期付短時間勤務職員	知時間勤務職 <u>員</u>	(部分体業をすることができない職員) 2条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 第2 1) (略)
		第14条第5 要しない項		第20条の2 <u>定年</u> <u>短時</u> <u>関等</u>	第20条の5 <u>定年</u> の見出し <u>短時</u> -	第20条の5 第9多	Ov第20条 		(部分休業をするこ 第2条 育児休業法第 (1) (略)

故正後	故正前
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以	(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以
外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占め	外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め
る職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 」という。)を除く。)	る職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員等</u> 」という。)を除く。)
(部分木業の承認)	(部分休業の承認)
第23条 部分休業 (育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)	第23条 部分休業 (育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)
の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年	の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任
前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。) にあって	用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。)にあっては、当該
は、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分	非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位と
を単位として行うものとする。	して行うものとする。
2 · 3 (略)	2•3 (略)
1~9 (略)	1~9 (兩)
(給与条例附則第20項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)	
10 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則「第20項の規定の適用については、同項中	
「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められ	
たその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額	
とする」とする。	
11 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第20項の	
規定の適用を受ける場合における第19条第1項の規定の適用については、同条中「第	
17条] とあるのは、「第17条及び附則第10項」とする。	